

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年7月8日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：マラウイ国リロングウェ市北部変電所整備計画準備調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称：マラウイ国リロングウェ市北部変電所整備計画準備調査（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：26a00150

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026 年 7 月 8 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：マラウイ国リロングウェ市北部変電所整備計画準備調査（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。
(全費目課税)

(4) 契約履行期間（予定）：2026年9月 ～ 2027年9月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12か月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の配布資料36%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13か月以降）：契約金額の4%を限度とする。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(7) 部分払の設定²

本契約については、1 会計年度に 1 回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2026 年度末 (2026 年 3 月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

無償資金協力部 業務第六課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026 年 7 月 14 日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026 年 7 月 14 日 12 時まで
3	質問への回答	2026 年 7 月 17 日まで
4	本見積額 (電子入札システムへ送信)、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2026 年 7 月 24 日 12 時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の 2 営業日前まで
7	見積書の開封	2027 年 8 月 7 日 11 時 00 分
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から 1 営業日まで
9	技術評価説明の申込日 (順位が第 1 位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して 7 営業日まで (申込先: https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としてします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/2SjPrFhWuM>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け

国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル電子データ (PDF) での提出とします。

① プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4.（3）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

（3）提出書類

1）プロポーザル・見積書・別見積書

（4）電子入札システム導入にかかる留意事項

1）作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>）

2）電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

（1）評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。

（2）評価方法

1）技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別

提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位 1 位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100 点満点中 60 点を下回る場合には不合格となります）。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 90：10 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.9＋（価格評価点）×0.1

（3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。
- 4) 応募者選定において、技術評価点及び価格評価点の合計点（総合評価点）が最も高い応募者の当該の見積額では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、交渉順位の決定を保留して、その者が契約の相手方として適当か否かを調査します。（低見積価格調査の実施）
低見積価格調査の結果、契約に適合した履行が可能と認められる場合には契約交渉権者として決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- (1) 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- (2) 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社
の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設

計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除されます。

10. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

1. 企画・提案に関する留意点

- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。また、応募者がプロポーザルの中で行った提案について特筆すべき箇所があれば、その記述箇所を、発注者が指定した項目とは分けてリストに記載ください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ①特殊傭人費（一般業務費）での傭上（主に個人）
 - ②直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）
 - ③共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）
- 再委託することにより業務の効率・精度・質等が向上すると考えられる場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポ

ーザルにて提案してください。

- ☒ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、第3章に示す関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、第3章 1. (2) 「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書(案)での該当条項
1	事業対象地域の将来の需要想定（周辺に工業団地を建設する計画の影響等を含む）にかかる対応方針。また、（本事業では比較的短期での変電需要を満たす支援になる可能性があることを踏まえた）本事業終了後の設備拡張に関する方針。	第3条 実施方針及び留意事項 <u>(6) 変電所及び送電線設備の基本的方針 (P. 14)</u> <u>(脚注3参照)</u>
2	相手国側負担事項が手続き・金額面で大きくなる想定であることを踏まえ、本事業の実施スケジュールを念頭に入れた合意形成、相手国側による実現性を担保するための取組み（事業計画、予算確保、調達手続き等）が確実に実施されるための方針。	第3条 実施方針及び留意事項 <u>(14) 相手国関係機関の調整 (P. 17)</u>

【2】 特記仕様書(案)

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する事業について、「第4条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第3条 業務の内容」に記載される業務を遂行し、調査の中で特定された事業（以下「本事業」という。）を無償資金協力として実施する必要性や妥当性を精査するとともに、適切な概略設計・事業計画を策定し、概略事業費の積算を行うことを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙1のとおり。

第3条 実施方針及び留意事項

（1）無償資金協力事業の検討資料としての位置づけ

- 本業務の成果は、本事業を対象とする無償資金協力事業の検討資料として用いられる。このため、事業内容の計画策定については、調査過程で随時十分発注者と協議し、承認を得ること。
- 報告書や各種資料の作成に当たっては、発注者が提示する資料等に基づいたものとする。
- 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。
- 本事業の本邦での検討過程において、事業内容が本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま無償資金協力事業として決定されるとの誤解を与えないよう留意すること。
- JICA サステナビリティ方針に基づく全新規事業をパリ協定に整合する形で実施することを目指す等の目標を踏まえ、可能な範囲で、建設する建造物の施工・維持管理段階での温室効果ガス排出量の最少化、気候変動の影響に対する強靱化を行うよう留意すること。

（2）参考資料

- 共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

① 公開資料

（ア）設計・積算にかかるガイドライン等（以下「設計・積算にかかるガイドライン等」という。）

- ☒ 協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）
- ☒ 同「補完編（土木分野）」（2025年9月）
- ☒ 同「補完編（建築分野）」（2023年4月）
- ☒ 同「機材編」（2023年4月）

(イ) 環境社会配慮ガイドライン（以下「JICA 環境社会ガイドライン」という。）

☒ 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022 年 1 月）

(ウ) 気候変動対策ツール（以下「気候変動対策ツール」という。）

☒ 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：緩和策 Mitigation）

☒ JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き

(エ) その他

☒ JICA 不正腐敗防止ガイダンス

☒ 無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン

☒ コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン 最新版

☒ コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン 最新版

☒ ODA 建設工事安全管理ガイダンス（以下「安全管理ガイダンス」という。）

☒ 資金協力事業 開発課題別の指標例（以下「開発課題別の指標例」という。）

☒ 進捗報告・Project Monitoring Report (PMR)

☒ JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）

☒ 環境社会配慮カテゴリ B 報告書執筆要領（2025 年 9 月）（以下「カテゴリ B 執筆要領」という。）

(3) 計画策定のプロセス

- 本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査、および同会議を受けた概略設計協議に関する現地調査を実施する。

☒ 本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査を段階的に実施する。各現地調査の内容は以下のとおり。

(ア) 第 1 回現地調査

- 最適な事業内容を検討するために電力セクターの現状と政府、民間、他ドナー等の最新の関連開発計画の確認と、概略設計や報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行う。それらの結果を踏まえ、国内作業にて概略設計の完了を図る。

(イ) 第 2 回現地調査

- 準備調査報告書（案）を先方関係者に説明・協議し、計画及び先方負担事項等について基本的了解を得る。
- 以下の段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、関係者と議論して内容を検討する。

(ア) 初回現地調査派遣前

- 既存資料等の分析を踏まえ、現地調査の計画等につき「インセプション・レ

ポート」に取りまとめ、方針を検討する。

(イ) 概略設計協議前の現地調査帰国時

- 現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を検討する。

(ウ) 概略設計協議に関する現地派遣前

- 計画の内容を取りまとめた「協力準備調査報告書（案）」に基づき計画内容を検討する。

(4) 発注者への事前説明

- 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせる。
- 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。
- 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取ること（必要に応じて打合簿を作成すること）。

(5) 関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

- 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、既存データでは十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。
- 業務に先立って以下に列挙する先行調査・既存事業が実施されているところ、かかる調査・事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な調査を行うこと。
- 先行調査・既存事業一覧は以下のとおり。
 - ① 「リロングウェ市における変電所改修計画」（2021 年）
 - ② 「マラウイ国及びジンバブエ国における電力セクターに係る情報収集・確認調査」（2024 年）
- 上記も含めて類似事業の設計及び施工時の課題、問題点、及び解決方法等 について確認し、調査の効率化に努めるとともに、それら検討結果も踏まえ、事業完了後の実施体制の妥当性を検討すること。

(6) 変電所及び送電線設備の基本的方針

- 要請機材等の容量確認
要望機材がプロジェクト対象地域の需要に適した容量であるか確認する。
- 主要機材のスペック

日本と比較して電力設備の運転環境が厳しい点を踏まえ、マラウイ側が標準として
いる機材の技術仕様を確認した上で、対象地区の変電所および送電線の規模、構成、
周辺環境、メンテナンス体制に適合した主要機材の技術仕様を提案する。

➤ 系統解析

協力コンポーネントの妥当性確認に必要な系統解析を行い、結果を事業計画に反映
する。

➤ 送電線ルートの確認

132kV 架空送電線（約 5km）新設に必要な用地取得有無および送電線ルート、ルー
ト周辺の住居、公共・商業施設等を確認する。なお、カムズ国際空港周辺に位置す
ることから、施工時に 30 メートルの高さ制限があることに留意する。

➤ 変電所サイト周辺状況の調査

先方により提案されている変電所サイトの用地取得状況、送電線、配電線の引き出
し箇所、周辺の住居、公共・商業施設等への影響について確認する。用地取得が必
要な場合は、地籍、境界線、用地取得及び変電所としての利用にかかる具体的な手
続きを確認する。なお、カムズ国際空港周辺に位置することから、施工時に 30 メ
ートルの高さ制限があることに留意する。

➤ 自然調査調査

本業務にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、プロジ
ェクトサイトにおいて、自然条件調査（地形・地質調査等）を実施し、施工計画に
反映させる。

➤ 拡張性の確保

今後のプロジェクト対象地域の需要増加（周辺に工業団地を建設する計画の影響等）
を見据え、本事業終了後の設備拡張への対応可能性についても検討する。³

➤ 変電施設における設計方針

制御盤等を設置する建屋新設が想定される。変電所の運転・管理に最低限必要な機
能・面積を検討し、その上で、適切な規模で計画する。現計画の変圧器容量および
台数についても、メンテナンス時ならびに事故発生時の電力供給および系統への影
響についても検討する。

（７）本業務における地理的な対象範囲

- ☒ 本業務における自然条件調査・社会条件調査・事業実施スケジュール・環境社会配
慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所のみなら
ず、本事業を実施するに当たって必要かつ実施機関等相手国側により提供されるべ

³ 「対応可能性についても検討する」とは、拡張性の確保にあたり「事業費が廉価」、「用地取得、住民移転が最小」
の両方を最も満たす配電線設置を検討すること。

き用地についても考慮に含まれることに留意すること。環境社会配慮については、建設用地・相手国側から提供される用地のみならず、事業による環境社会影響が及ぶ地域も調査対象となることに留意すること。

例：土取り場、土捨て場、工事用ヤード、工事用道路等の関連インフラ等

（８）環境社会配慮

- 本業務においては、相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・許認可手続きや基準等について、JICA 環境社会ガイドライン上遵守が求められるものと大きな乖離がないことを検証する。
- なお本事業は、「JICA 環境社会ガイドライン」に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大ではないと判断されるため、カテゴリ B に分類されている。
- 初期環境調査報告書（相手国法に基づき求められる場合は環境アセスメント報告書）案（該当する場合は：住民移転計画案、先住民族計画案）の作成支援に係る検討を行う。
- 調査を通して、被影響住民に先住民・少数民族が含まれるか確認の上、該当する場合はカテゴリ分類変更が必要となる可能性もあるため、調査結果が出次第、速やかに発注者に共有する。
- マラウイ側による実施が想定されている事業（配電線の延長工事等）が JICA 環境社会ガイドラインに基づく不可分一体事業に該当するかを検討する。発注者への確認を踏まえ、該当する場合にはマラウイ側事業に係る環境社会配慮文書について、JICA 環境社会ガイドラインに照らした不足事項等の整理を行うとともに、不足事項への対応に関しマラウイ側との調整を行う。

（９）調達方式の検討方針（現地企業活用型による実施の場合）

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

（１０）クラスター事業戦略での本件の位置づけ

☒ 本業務はクラスター事業では以下の点に留意する。

- 本事業は、発注者の進める JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）⁴では「資源・エネルギー」、クラスター事業戦略では「エネルギー・トランジション」に該当する。加えて、日本企業にとっては、本事業をきっかけとして同地域への投資促進等が期待される。本事業のインパクトの最大化のため、

⁴ 保健医療、紛争、気候変動等、複雑化する開発課題に挑むため、20 の「JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）」を設定し、中でも重点的に取り組むのまとまりを「クラスター事業戦略」として、取り組みを強化しています。

相手国内および周辺国における発注者の実施する既存事業との具体的な連携の可能性を追求すること。また、それら既存事業や関連調査の情報を最大限活用し、効果的な調査を実施する。想定する既存事業・関連調査は以下のとおり。

- ① 「リロングウェ市における変電所改修計画」（2021 年）
- ② 「マラウイ国及びジンバブエ国における電力セクターに係る情報収集・確認調査」（2024 年）
- ③ 「南部アフリカパワープール促進のための広域連携強化プロジェクト」（2024 年～）

（１１）発注者の既存事業との連携可能性の検討

☒本事業の効果的な実施のため、相手国内における発注者の実施する既存事業（有償資金協力事業、無償資金協力事業、技術協力事業、民間連携事業等）との具体的な連携の可能性（共同での研修やセミナーの実施、共同研究等）を追求すること。

➤ 想定する既往案件を以下に列挙する。

- ① 「リロングウェ市における変電所改修計画」（2021 年）

（１２）社会・経済セクターへの裨益効果の確認

基幹変電所であるカネンゴ変電所の最大利用率および新設変電所の最大供給可能電力、変電所新設による変圧器容量増加分の裨益世帯数について、その推移を定量的に把握し、安定的な電力供給がそれら指標にもたらす効果の見通しと、事業完了後に効果を確認するための基礎資料とするが、より適切な指標がある場合は新指標を採用する可能性も含めて検討する。また、定性的効果として電力供給の信頼性の改善、経済活動及び市民生活の改善及び経済活動の活性化、が適切であるかを確認する。

（１３）準備調査報告書の公表の確認

準備調査報告書は、本業務終了後に事業費の積算結果を除く内容を公表するとともに、本事業に関する業者契約終了後に事業費積算結果を含む全内容を公表することをマラウイ側に説明し、問題の無いことを確認する。

（１４）相手国関係機関の調整

☒本事業の効果的な実施のため、以下の対応を行う。

➤ 新設変電所に関連する 33kV 並びに 11kV 配電線の延長／切替工事はマラウイ側が整備する想定である。情報収集・確認調査の情報が最新ではないことから、

現地調査時に先方負担事項を確認し、場合によってはスコープカットの実施も視野に入れる。無償事業の完了後から事業効果を発現させるためには、変電所と配電網の整備、また配電網と需要家の接続がタイムリーになされることが不可欠となることから、相手国側の事業内容、予算措置を含む整備計画を把握するとともに、その確度を高めるためにマラウイ側と調整した上でミニッツ及び報告書等に記載する。

➤ マラウイ側維持管理体制の確認

本事業の実施機関はマラウイ電力公社（Electricity Supply Corporation of Malawi Limited：ESCOM）が担当する。エネルギー省（Ministry of Energy：MoE）は主管庁として ESCOM を管理・監督する。ESCOM は過去に無償資金協力「リロングウェ市における変電所改修計画」

（2021 年 10 月 18 日 G/A 署名）にて改修した変電所における運営及び維持管理の経験を有しており、これまで十分な人員が配置され、適切に維持管理が行われていることから、事前の情報収集の限りにおいては体制・技術・財政面に特段の懸念はないが、改めて協力準備調査にて確認する。また、本事業にかかる維持管理費用についても当該調査で確認する。

第 4 条 業務の内容

（１）業務計画書の作成

- ① 要請書及び関連資料の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、共通仕様書第 6 条に従い、業務計画書を作成する。
- ② 業務計画書を発注者に提出して承諾を得る。

（２）インセプション・レポートの作成・説明

- ① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポート（質問票含む）を作成する。
- ② 現地調査の冒頭に、発注者側からの調査団員と協力し、相手国政府・実施機関等にインセプション・レポートの内容を説明する。

（３）事業の背景・経緯・目的・内容等の整理

- 本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集、分析を行う。
- （ア） 相手国の開発計画、当該セクターの上位計画・関連政策等の上位計画における本事業の位置づけ等
 - （イ） 本事業に関連する我が国及び他ドナーや国際開発援助機関の援助動向、事業内容及び教訓等

(4) 自然条件調査

☒概略設計・施工計画・積算について必要な精度を確保し、また事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が周囲の自然に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化しうる設計・施工を検討するため、以下に示す自然条件調査を行う。

- ① 気象・風況調査（机上調査、一式）
- ② 自然災害調査（台風、地震、活断層、内水氾濫等）
- ③ 地形測量・地質調査
- ④ 地籍調査（民地購入および送電線ルート等）
- ⑤ 支障物調査

(5) サイト状況調査

☒設計・施工計画、あるいは設置・維持管理計画の検討に必要な条件を把握するため、以下に示す対象サイトの周辺状況に関する調査を行う（資機材の整備状況に関する調査を行う）。

- ① 既存施設・機材状況調査
 - 1) リロングウェ市内における既存施設・機材の利用・稼動状況、破損・故障の規模、維持管理体制、運用状況等。なお、既存とはリロングウェ市全体の既存電力系統とし、特に新設する変電所の設計、施設完成後の運用・維持管理に関係する事項を重点的に確認する。
- ② 変電所建設予定場所状況の調査
 - 1) 建設予定地（変電所及び送電線）の敷地（面積・形状・敷地境界線等）、アクセス、用地取得が必要な場合は地籍及び境界線並びに用地取得に必要な手続き、整地・樹木伐採の要否、その接続送電線・配電線からの距離、高さ制限等土地利用制限の有無等）。
- ③ 支障物件
 - 1) 建設用地内及び工事影響範囲内において、地上及び地下に所在する、上下水道、電気、ガス、通信等。また、既存構造物（地下構造物を含む）、巨岩、樹木等。
- ④ 地形・地質測量
 - 1) 建設予定送電線（132kV）の送電ルート（ROW 含む）周辺の土地利用状況、構造物との離隔距離、鉄塔基礎の建設予定地等の調査。
 - 2) サイトはカムズ国際空港の離発着の関係で高さ制限が設定されているため、これを確認し（30m の見込み）、設計時に留意する。施工計画においてもこの点に留意する。
 - 3) その他、関連事項に係る調査

(6) 環境社会配慮にかかる調査

☒本業務では以下の対応を行う。

① 初期環境調査

(ア) 「JICA 環境社会ガイドライン」に基づき、初期環境調査 (Initial Environmental Examination) として、環境社会配慮面も含めた代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領 (2025 年 9 月)」に基づくこととする。また、相手国等 (関係官庁・機関) と協議の上、調査結果を整理する形で、「JICA 環境社会ガイドライン」〈参考資料〉の環境チェックリスト案を作成する。

(イ) 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

ア) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

- (a) 環境社会配慮 (環境アセスメント、情報公開、労働環境 (労働安全、労働者の権利を含む) 等) に関連する法令や基準等
- (b) 「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離及びその解消方法
- (c) 関係機関の役割

イ) スコーピング (検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること) の実施

ウ) ベースラインとなる環境社会の状況の確認 (汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得、労働環境 (労働者の権利を含む) 等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合 (例えばデータが古く、現況を示さない場合等。一般的には環境面は 5 年、社会面は 3 年程度)、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。)

エ) 影響の予測

オ) 影響の評価及び代替案の比較検討

カ) 緩和策 (回避・最小化・軽減・緩和・代償) の検討

キ) 環境管理計画案・モニタリング計画案 (実施体制、方法、費用、モニタリングフォームなど) の作成

ク) 予算、財源、実施体制の明確化

ケ) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援 (実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA 環境社会ガイドライン」別紙 5 を参照のこと。)

コ) プロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量が年間 25,000CO₂ 換算トン以上の場合供用段階における排出量推計

(ウ) 相手国法制度上、環境アセスメント報告書(又は IEE 報告書)の作成が求められる場合は、上記の調査結果に基づき環境アセスメント報告書案(又は IEE 報告書案)を作成する。

② 住民移転計画(該当する場合)

(ア) 「JICA 環境社会ガイドライン」、世界銀行 ESS 5 及び相手国政府の住民移転計画に関するガイドラインに基づき、住民移転計画案の作成を行う。住民移転計画案には、世界銀行 ESS 5 Annex 1 に記載ある内容及び以下ア)~サ)を含めることとする。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 ESS 5 の Guidance Note for Borrowers や世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、作成に際し、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領(2025 年 9 月)」を参考にする。本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、「JICA 環境社会ガイドライン」と乖離がある場合、その解消策を提案する。なお、本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託にて実施することを認める。

ア) 住民移転に係る法的枠組みの分析

(a) 用地取得や住民移転に係る相手国等の法制度と「JICA 環境社会ガイドライン」の乖離を分析し、その乖離を埋めるために必要な対応策を提案する。特に、補償や生活再建対策の受給権者要件、補償基準の公開、補償金の算定方法、合意される個別補償内容の文書化や対象者への説明方法、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理メカニズムに関する乖離については必ず確認する。

イ) 住民移転の必要性の記載

(a) 事業概要、事業対象地、用地取得・住民移転(所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む)・樹木や作物の伐採等が生じる事業コンポーネントを記載する。また、用地取得及び住民移転を回避・最小化させるための代替案を記載する。住民移転について、地籍図を基に正規・非正規別の移転規模、移転完了時期、実施機関の責任・役割を整理する。

ウ) 社会経済調査(人口センサス調査、地籍・財産・用地調査、家計・生活調査)の実施

(a) 人口センサス調査は、事業による用地取得・住民移転等の対象者を対象に実施し、補償・生活再建対策の受給権者(地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非正規占有者を含む)数を確認する。なお、調査開始日にカットオフデートが

宣言され、カットオフデート後に流入した住民に対しては補償・生活再建対策の受給権は付与されないものとする。移転先地を提供する場合には、移転住民の移転先地に対する意向調査も併せて行う。

(b) 地籍・財産・用地調査は、事業対象地の全占有者が所有する資産を対象に実施し、物理的、経済的に影響を受ける資産項目及びその数量、正規・非正規の別を確認する。人口センサス調査と同時に実施することが望ましい。

(c) 家計・生活調査は、事業対象地の占有者の最低 20%を対象に実施し、受給権者世帯の標準的特徴、生計・生活水準に関する基礎データ、社会的弱者（特に貧困ライン以下の住民、土地を所有していない住民、高齢者、女性、子ども、先住民族、少数民族、障害者、マイノリティ、その他当該国の土地収用法でカバーされていない人々を指す）に係る情報を整理する。

エ) 損失資産の補償、生活再建対策の立案

(a) 損失資産の補償、生活再建対策の受給権者要件（地主、小作人、賃借人、商売人、店舗従業員、非正規占有者を含む）を特定する。

(b) 土地ベースで生計を立てている受給権者の場合は、金銭補償ではなく、同立地、同生産性を有する代替地の提供を優先し、提供できない場合はその理由を記載する。

(c) 損失のタイプ、損失の程度、補償・支援の受給権資格者、受給補償内容、責任機関等その他を記載した補償の枠組みを整理したエンタイトルメント・マトリックスを作成する。

(d) ESS 5 で定義される再取得価格に基づく損失資産の補償手続き及びその手続きに責任を有する機関について記載する。補償手続きの検討にあたっては、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定を目的とした再取得価格調査を必ず実施し、再取得価格と相手国等の法制度に基づく補償水準に乖離があるかを確認する。仮に乖離が確認された場合は、乖離を埋めるために必要な補償金の補填手続き及び責任機関を検討する。なお、物理的な移転を伴う受給権者に対しては、転居費用も併せて提供する。

(e) 生活・生計への影響については、移転前と比べ、受給権者の生計及び生活水準が改善、少なくとも回復させるための生活再建対策を策定する。生活再建対策は、損失資産補償補填、雇用提供、給与補填、信用供与、職業訓練等の形態をとりえる。ただし、技術的、経済的に実行可能で有ることに加え、受給権者と協議の上で作成される必要がある。

オ) 移転先地整備計画の作成（事業の中で移転先地を整備する場合）

(a) 必要に応じて取得される土地に比べ潜在的に生産性や立地に優位性がある移転先地を地籍図・土地利用計画図等を基に選定し、住宅や社会基盤（上下水道、区画道路等）の整備計画、社会サービス（学校、医療等）提供計画を作成する。移転先地の選定にあたっては同立地の災害リスクを勘案する。また、移転先地整備に伴う環境アセスメント、緩和策、環境管理計画を作成する。

カ) 苦情処理メカニズムの検討

(a) 事業対象地にある既存の苦情処理メカニズムを活用すべきか、新たに苦情処理メカニズムを構築すべきかについて、容易さ、利便性、信頼性等の観点から比較検討する。選定された苦情処理メカニズムに関し、手続きを担う組織の権限、組織の構成メンバー、苦情の申立方法、処理手順、処理期限、周知方法等を記載する。

キ) 実施体制の検討

(a) 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等）を特定し、各機関の責務（機関の役割、組織図、部署の役割、スタッフの役割、採用基準、人件費を含む経費等）を記載する。

(b) 住民移転に責任を有する各機関の組織能力評価を行い、不十分な場合は能力強化策を提案する。原則として整備した移転地の引き渡し後、地方自治体が移転地のインフラや電気・ガス・水道・通信等のメンテナンスの責任を持って行うことについて、実施機関、自治体等から承諾を得る。

ク) 実施スケジュールの検討

(a) 補償金や転居に必要な支援（転居費用等）を提供し終え、移転先地のインフラ整備や社会サービス（学校、医療等）の提供準備が整った段階で、物理的な移転を開始するスケジュールとする。

ケ) 費用と財源の検討

(a) 補償費、移転先整備費、生活再建対策費、事務費等の住民移転に必要な費用を項目別に概算し、全体の支出スケジュールを作成する。補償費は、再取得価格調査を実施した上で、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定結果に基づき概算する。相手国等の用地取得、住民移転に係る法制度に基づかない費用を確保する必要がある場合は、その財源の確保方法についても検討する。

コ) モニタリング・事業終了評価方法の検討

(a) 実施機関による内部モニタリング体制を検討し、住民移転の進捗監理のために必要なモニタリングフォームを作成する。なお、モニタリングフォームには、住民移転に係るインプット、アウトプット、アウトカム指標を含める。

(b) 独立機関による外部モニタリング体制を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

(c) 住民移転が計画どおり実施されたか確認するために必要な事業終了評価方法を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

サ) 住民参加の確保

(a) 社会的弱者（女性、子ども、高齢者、貧困層、先住民族、障害者、難民・国内避難民、マイノリティなど社会的に脆弱なグループを含む）や移転先住民族にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵

となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。なお、住民協議等に必要な費用は再委託費等を含むこととする。

(イ) 住民移転計画案に基づき、協力準備調査報告書内の環境社会配慮該当箇所を作成する。

③ 先住民族計画（該当する場合）

(ア) 国際協力機構「環境社会配慮ガイドライン」に基づき、先方政府による先住民族計画案を作成する。なお、先住民族計画案には、世界銀行 ESS 7 (Guidance Note Appendix A) の記載を踏まえ以下ア)～ケ) の内容が含まれる必要がある。

ア) 社会アセスメントの結果

社会アセスメントを実施し、以下の(a)～(e)を明らかにする。

(a) 先住民族に関する現地法制度、組織体制

(b) 事業地域の概要

(c) 対象先住民族に関する基本情報収集（人口、社会、文化、政治、慣習的、伝統的に利用してきた土地や天然資源等）

(d) ステークホルダー分析及びプロジェクト準備、実施、モニタリングにおける協議方法（当該先住民族の文化を反映し、住民の意見を取り入れるために最も適切と考えられる協議方法を提案すること（コミュニティ内で、プロジェクト活動で差別化されるジェンダーへの影響および潜在的に不利な立場にある、もしくは社会に弱いグループへの影響を考慮する））

(e) プロジェクトの影響（負の影響のみではなく、正の影響も含む）の分析及び影響を受ける人々の数、影響を受ける人々の属性、生計手段や土地、資源の利用、コミュニティ外との交流状況

イ) 先住民族への影響を踏まえた代替案の検討を行う。

ウ) コミュニティとの協議の要約

(a) プロジェクト形成段階に実施され、影響を受ける先住民族コミュニティに対し十分な情報が提供された上で自由な事前の合意（Free, Prior, and Informed Consent。以下「FPIC」という）が得られた協議の要約。少なくともスコーピング段階と調査結果の報告段階の二段階で実施すること。仮に調査開始前に協議が行われていた場合は、議事録を要約する。

(b) 協議では、当該先住民族が理解できる言語と様式による説明が行われることが必要である。

(c) 協議を実施する際は、十分な情報が提供された上で自由な事前の合意が得られるよう、文化的に適切な手法で開催されることが必要である。住民協議実施方法を工夫し（女性や高齢者等の社会的弱者が参加しやすい環境の提供、協議実施を支援する NGO・コンサルタントの雇用、外部有識者によるモニタリング体制の構築等）、プロジェクトに関する情報は、潜在的な負の影響も含めて全ての関連情報を提示する必要がある。

(d) 住民の意見を十分に確認するために、同一コミュニティを対象に、実施機関の職員が同席せず先住民族計画案の作成を行う NGO のみにて実施される協議及び実施機関の職員が同席する協議の 2 段階の協議が行われることが望ましい。

エ) コミュニティとの協議の枠組み

(a) プロジェクト実施中に行われる影響を受ける先住民族コミュニティからの FPIC を継続的に確保するための協議の枠組み

オ) 先住民族がプロジェクトの便益を享受するための方策

(a) 必要に応じ、プロジェクト実施機関の能力強化策も含め、先住民族が本事業の文化的に適切な社会的・経済的便益を享受することを確保するための方策及び手順。

カ) 潜在的な負の影響の緩和、代償するための緩和策

(a) 先住民族への潜在的な負の影響が想定される場合、そうした負の影響を回避、最小化、緩和もしくは代償するための方策を定めた適切な緩和策及び手順を提案する。

キ) 先住民族計画実施のための費用見積り、資金調達計画、スケジュール及び実施体制

ク) 苦情処理メカニズム

(a) プロジェクトの実施により影響を受ける先住民族コミュニティから生じた苦情に対処するための、適切で利用しやすい手続きを提案する。苦情処理メカニズムの計画立案に際して、法的手段や先住民族の慣習的な紛争処理メカニズムの利用可能性を考慮する。

ケ) モニタリング

(a) 先住民族計画の実施に関するモニタリング、評価、報告の適切なメカニズム及び基準。モニタリング及び評価のメカニズムには、影響を受ける先住民族コミュニティとの自由かつ早期の段階から十分に情報を提供した上での協議が含まれている必要がある。

(イ) 先住民族計画案に基づき、協力準備調査報告書内の環境社会配慮該当箇所を作成する。

(7) ジェンダー視点に立った調査・計画

☒ 本業務では以下の対応を行う。

① 調査の実施に際しては、支援対象国・地域の社会（や世帯内）における、ジェ

ンダー別による労働や力関係、役割分業の状況、ジェンダーに関連した制度・社会規範・慣習等を調べた上で、ジェンダーで異なるニーズや課題等を調査・分析し、抽出されたジェンダー課題やニーズに対する取り組みを事業内容に反映させる。また、実施機関におけるジェンダー主流化の状況や取り組みの可能性について調査し、実施機関におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する取り組みを反映させる。

② 具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。

事業内容に反映するためのステップ

(ア) 社会・ジェンダー分析を行う。

(イ) 事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。

(ウ) ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。

(エ) ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。

③ 調査項目として下記を含める。

- 女性の電力や電力関連情報へのアクセス
- 実施機関におけるジェンダー別職員（一般・技術・管理職）の数・割合
- 建設現場での女性作業員のニーズ等建設現場での女性スタッフのニーズ等（更衣室、シャワー・トイレ等）

（８）障害配慮に関する検討・計画

☒本業務では当該項目は適用しない。

（９）気候変動対策案件・生物多様性保全案件としての検討

☒本事業は事業実施により気候変動対策事業（緩和）に資する可能性があることから、

「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（緩和策）」等を参考に、本事業を通じた緩和効果（温室効果ガス排出削減・吸収量）の推計を行う。なお、推計を行った際には、推計に使用した計算シート（Microsoft Excel の電子データ）を発注者に提出すること。

- 具体的には、電力分野（発電・送配電）の記載を参考に推定を行う。

（１０）JICA サステナビリティ方針を踏まえたパリ協定整合（特に脱炭素化）に関する検討

☒JICA サステナビリティ方針への整合性の確認

「JICA サステナビリティ方針」で定める「全新規事業をパリ協定に整合する形で実施する」との目標を踏まえ、本事業の位置づけを以下の観点で検討する。なお、下記①～③の

検討結果については報告書には記載せず、発注者が受注者に配布する様式に沿って、別途発注者に提出する。

①「国が決定する貢献（NDC）」と矛盾がないか

- 本事業で使用する技術が当該国の最新の「国が決定する貢献（Nationally Determined Contribution: NDC）」において、明確に投資対象外とされている技術でないかを確認する。また、その他の NDC の前提となる気候変動やエネルギー政策における本事業の位置づけを確認する。
- また、その他の NDC の前提となる気候変動やエネルギー政策における本事業の位置づけを確認する。

（１１）調達事情調査

- 本事業実施に必要な資機材（鉄筋、骨材、コンクリート、アスファルト、建設機材等）・労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。
 - ① 現地国内及び第三国における輸送状況の調査
 - ② スペアパーツの入手方法、アフターサービス体制の最新調達事情の調査
 - ③ 第三国調達の可能性の検討
 - ④ 上記を踏まえた調達方針及び調達計画の策定

（１２）施設、設備、機材計画調査

- 既存施設や機材の種類・仕様・数量、使用・稼働状況、破損・故障の規模、維持管理体制、運用状況、今後の整備計画等を調査し、適切な事業規模・対象サイトの選定に必要な検討を実施する。
- 検討結果を施設計画、機材・資材調達計画に反映する。日本製の機材を活用することが品質確保やライフサイクルコスト等の観点から望ましい場合は、積極的に活用することを検討する。

（１３）基本計画／概略設計図の作成

- 各種調査に基づき、本事業の基本計画を作成する。基本計画の整理、確定にあたっては、その検討内容や最終判断の理由等を整理する。
- 基本計画に基づいた概略設計図を作成する。概略設計図には、施設／構造物全体の平面図／縦断図／標準断面図の図面を含める。

（１４）施工計画の立案

- ☒ 以下の施工計画について検討・作成する。なお、機材の据付は施工に含まれるものとする。

- ① 施工方針
- ② 施工上の留意事項
- ③ 施工区分（相手国負担工事との区分）
- ④ 品質管理計画
- ⑤ 資機材調達計画
- ⑥ 仮設計画（必要に応じて）
- ⑦ 実施工程
- ⑧ 資材ヤード・建設ヤード等の用地候補に係る検討
- ⑨ 施工期間中の通行の確保・交通安全等への配慮
- ⑩ 施工監理計画

- 本事業の施工監理計画について、概略設計と施工計画を踏まえ、コンサルタントが行う施工監理の方針、体制、方法を検討し、取りまとめる。

（１５）事業の維持管理計画の立案

- 本事業での整備対象施設に関する維持管理について、人的リソース・技術力・財政状況などを調査したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。
- 維持管理業務の実施体制・方法及び事業の維持管理費・更新費用を検討する。

（１６）技術支援計画の検討、計画策定

☒本業務では当該項目は適用しない。

（１７）施工時の工事安全対策に関する検討

☒本業務では以下の対応を行う。

- ①発注者から提供される「安全対策ガイダンス」も参考にしつつ、事業実施時に必要となる治安上の安全対策を検討し、案件別安全対策検討シート（案）を作成する。
- ②施工時の工事安全対策に関する情報は発注者の現地事務所に蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で同事務所と情報の蓄積方法を確認し、相手国政府・実施機関等から入手あるいは照会が必要な情報の有無について同事務所に相談する。また、現地調査終了時には必ず同事務所に報告を行う。
- ③施工計画の策定に際して、安全管理ガイダンスの安全施工技術指針及び収集した相手国の工事安全／労働安全衛生に関する法律・基準に留意のうえ、最近の先行調査の事例も踏まえた上で必要な安全対策を検討し、概略設計に反映する。
- ④上記安全対策の経費については、概略事業費の積算にあたって適切に計上する。

(18) 内部照査の実施

☒本業務では以下の対応を行う。

- 概略設計の正確性と品質の確保を目的として、発注者から提供される「内部照査について」に沿って、内部照査を実施し、結果を発注者に提出し、承諾を得る。
- 照査計画及び照査項目は、照査開始に先立って発注者に提示する。

(19) 相手国負担事項の整理

- 我が国無償資金協力学スキームを踏まえ、本事業で協力対象とする範囲と、予定されている相手国側負担事項との責任分担の考え方を現地調査時に相手国側実施機関へ明確に説明する。
- 相手国側負担事項⁵（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、免税手続きの実施、就労ビザ・労働許可証の発給、本事業に接続する配電網および変圧施設整備、地上構造物・樹木・地下物件・ユーティリティ等の支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁、費用を明確にし、進捗管理表を作成して、その着実な実施を相手国政府・実施機関に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。
- 調査時点で想定される本事業の工程計画を共有し、調査期間中を通じて相手国側事業の事業計画、実施体制、工程／作業計画、予算計画、調達方針等を丁寧に確認する。また、相手国側負担事項の進捗を確認・促進するためのコンサルタントによるモニタリング方法を検討する。
- 相手国側負担事項については、相手国側の実情を踏まえつつ実施可能なものとなるよう留意し、調査実施の早期の段階から相手国側及び発注者と十分に調整を重ねた上で検討する。なお、本事業では日本側が新設変電所および架空送電線の（5km）の新設、マラウイ側が11/33kV 昇圧変圧器の新設（新設変電所敷地内）、33kV 並びに11kV 配電線の延長ならびに切替工事を実施する想定である。事業効果の早期発現に向けて日本側・マラウイ側の事業計画および工程計画を入念に調整する。

(20) 免税情報の収集・整理

☒本業務では以下の対応を行う。

- 免税措置等に関し、当該事業実施において関係する主要税目⁶を対象に、それぞれ

⁵ これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国側負担事項として記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に、事業実施時の相手国負担事項の根拠ともなる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

⁶ 無償資金協力事業では免税が原則である。

の税の名称、税率、計算方法、根拠法等を調査する。主要税目は、以下を含む。

- 法人の利益・所得に課される税金（法人税等）
 - 個人の所得に課される税金（個人所得税等）
 - 付加価値税（VAT 等）
 - 資機材の輸入に課される税金や諸費用
 - その他当該事業実施において関係する主要税目
- 各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その状況を詳しく調査する。
- 過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会（OCAJI）等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。
- 対象国の免税情報については、発注者が過去に取りまとめた免税情報シートがあるため、同シートをもとに調査の上、更新する。
- 免税情報は発注者の現地事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所に照会し、同事務所が有する情報を入手し、情報のアップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず同事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、相手国政府・実施機関と面談した際の情報（面談相手、内容、連絡先等）も提出する。
- 免税手続きの他、輸入品の通関（本事業で利用が想定される港湾が望ましい）、日本人及び第三国人の労働許可証の発給等の所要期間を確認する。課題があればそれを取りまとめ発注者に対応策を協議する。

（２１）現地調査結果概要の作成・説明

- 概略設計協議前に行う現地調査後、10 日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にて説明する。

（２２）概略事業費の算出

- ① 我が国の無償資金協力の対象として計画する本事業の概略事業費を積算・設計にかかるガイドライン等を参照して積算する⁷。
- ② 積算の結果を「概算事業費積算内訳書」にとりまとめて発注者に提出する。
- ③ 概略事業費の算出にあたり、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

（２３）想定される事業リスクの検討

⁷ 積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性を良く検討し、資料の欠落や誤植・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。

☒本業務では以下の対応を行う。

- 事業実施中・実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。
- 事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

（２４）事業の評価指標の検討

- 事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。
- 有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約３年を目途とした目標年の目標値を設定する。設定の際は資金協力事業の開発課題別指標例を参照する。
- なお、本事業については、定量的指標の候補として、①最大利用率、②最大供給可能電力、③変電所新設による変圧器容量増加分の裨益世帯数を想定している。^８ また、定性的な効果の評価指標としては、電力供給の信頼性の改善、経済活動及び市民生活の改善および経済活動の活性化などを想定している。

（２５）事業概要の本邦企業への説明

☒本業務では以下の対応を行う。

- 概略設計協議前に、本事業への応札を検討する本邦企業^９に対して事業実施に重要なポイント（事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事業等）を説明する事業説明会^{１０}を発注者が開催するので、受注者は調査結果の説明を行う等、同説明会の実施を支援する。同説明会において企業から出た質問やコメントに対する対応を発注者と調整し、調査結果に反映させる。

（２６）協力準備実施報告書（案）の作成

- 調査全体を通じ、その結果を協力準備調査報告書（案）として取り纏め、内容について発注者とすり合わせる。

^８ 既述した①～③の定量的指標を採用することを妨げないが、これら以外の適切な指標を少なくとも一つ以上提案されることが望ましい。

^９ OCAJI 等の関連業界団体を含む

^{１０} 事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事業等。

（２７）協力準備調査報告書（案）の説明

☒本業務では以下の対応を行う。

- 概略事業費を含めた協力準備調査報告書（案）の内容を相手国政府・実施機関等に説明する。
- 相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・検討する（特に維持管理体制の整備と必要な予算／財源の確保、環境社会配慮等）。
- 協力準備調査報告書は、調査完了後速やかに概略事業費の記載を除く内容を公表すること、本事業に関する業者契約認証後には概略事業費を含む全内容を公表することを、相手国政府・実施機関等に説明する。なお、事業計画、設計、相手国負担事項等は基本的に DOD 調査派遣前までに遠隔会議等を通じて相手国側と十分に協議の上で合意形成する。事業費が不足する場合の対策についても可能な範囲で協議する。相手国側との協議の状況は発注者に報告する。

（２８）協力準備調査報告書の作成

- 相手国政府・実施機関等への協力準備調査報告書（案）の説明を踏まえ、協力準備調査報告書を完成させる。
- 本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として協力準備調査報告書（先行公開版）¹¹も作成する。
- 本業務では完成予想図も含めて作成する。

第５条 成果品

☒本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等及び数量（部数）は次表のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。最終成果品の提出期限は履行期間の末日とする。なお、数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、相手国実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。
- 本業務を通じて収集した資料および調査データは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは相手国実施機関等の第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所

¹¹ 協力準備調査報告書には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。

有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
インセプション・レポート	初回現地調査前	英語	ホチキス止め・電子データ	10 部
現地調査結果概要	概略設計協議調査前	日本語	電子データ	
業務進捗報告書	2027 年 2 月末	日本語	電子データ	
環境チェックリスト (調査方針)	契約締結後 2 カ月以内	日本語	電子データ	
環境チェックリスト (設計方針会議用)	初回現地調査後	日本語	電子データ	
初期環境調査 報告書／環境 アセスメント 案、(該当する場合、 住民移転計画案、先住 民族計画案)	設計・積算審査後	英語／相手国の公用語等	電子データ	
協力準備調査報告書 (案) (環境社会配慮 部分)	設計・積算審査後	日本語	電子データ	
		英語		
協力準備調査報告書 (案)	解析後	日本語	簡易製本・電子データ	2 部
		英語	簡易製本・電子データ	4 部
照査チェックリスト	概略設計協議 調査前	日本語	電子データ	
デジタル画像集	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
進捗報告書 ¹² の初版	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
免税情報シート	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
概要資料 (案)	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	

¹² Project Monitoring Report (PMR)

協力準備調査報告書 (先行公開版)	契約履行期限末日	日本語	CD-R	2 枚
		日本語	製本版	2 部
協力準備調査報告書 (最終成果品)	契約履行期限末日	日・英	CD-R	3 枚
		日本語	製本版	5 部
		英語	製本版	7 部
概略事業費積算内訳書 (最終成果品)	契約履行期限末日	日本語	CD-R	2 枚
機材仕様書 (最終成果品)	契約履行期限末日	日本語	CD-R	1 枚
調査データ	契約履行期限末日	日本語または英語	電子データ	

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

- 共通仕様書第6条に記された内容

(2) インセプション・レポート・現地調査結果概要・協力準備調査報告書（案）、概略事業費積算内訳書、デジタル画像集、免税情報シート、協力準備調査報告書

- 「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」に示された内容

(3) 概略事業費積算内訳書・機材仕様書

- 設計・積算にかかるガイドライン等に示された内容

(4) 進捗報告書の初版

- 「進捗報告・Project Monitoring Report (PMR)」に示された内容

(5) 内部照査チェックリスト

- 「内部照査について」に示された内容

(6) 調査データ

- 位置情報¹³の含まれるデータは、KML もしくは GeoJSON 形式。

¹³ 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

- ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。
- Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを含めたものの。

(7) 環境社会配慮に関する資料

➤ 環境チェックリスト（調査方針）

記載内容：第4条（6）「環境社会配慮にかかる調査」①「初期環境調査」（該当する場合、②「住民移転計画」及び③「先住民族計画」）に係る調査方針を記載し、環境チェックリストの様式を用いて要約すること。

➤ 環境チェックリスト（設計方針会議用）

記載内容：第4条（6）「環境社会配慮にかかる調査」①「初期環境調査」（該当する場合、②「住民移転計画」及び③「先住民族計画」）の暫定結果を環境チェックリストの様式を用いて要約すること。

➤ 初期環境調査報告書／環境アセスメント案（該当する場合、住民移転計画案及び先住民族計画案）

記載内容：調査結果の全体成果（環境チェックリスト案による要約を含む）

➤ ドラフト・ファイナル・レポート（環境社会配慮部分）

記載内容：調査結果の全体成果（環境チェックリスト案による要約を含む）

第6条 再委託

☒本業務では、以下の業務について、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	地形調査	建設予定敷地内 平板測量、縦横断測量	一式	定額計上
2	地質調査	変電所予定地：ボーリング調査（5か所程度、標準貫入試験、地下水位測定及び室内試験を含む）、平板載荷試験（3箇所程度） 送電線（鉄塔）予定地：ボーリング調査（20か所程度、標準貫入試験、地下水位測定及び室内試験を含む）、簡易試験（DCP等、100か所程度）	一式	定額計上

		なお、上記に限らず必要な調査項目、調査方法及び数量を提案すること。		
3	環境社会配慮調査	初期環境調査（該当する場合、住民移転計画、先住民族計画）	一式	定額計上

第7条 機材の調達

☒本業務では、機材調達の実施を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

1. 基本情報

- (1) 国名：マラウイ共和国（以下、「マラウイ」という。）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：リロングウェ市（人口約 140 万人）
- (3) 案件名：リロングウェ市北部における変電所整備計画（The Project for the Development of Substation in the Northern Part of Lilongwe City）

2. 事業の背景と必要性

(1) 本計画を実施する外交的意義

マラウイは、狭い国土に 2,110 万人の人口を有し、一人あたりの国民総所得（GNI）は 540 米ドルと極めて低く、後発開発途上国に分類される。同国では、近年レアアースなどの鉱物資源の潜在的な開発に注目が集まっているとともに、周囲をザンビアやモザンビーク等の資源産出国に囲まれ、これらの資源輸出の要路であるナカラ回廊上に位置することから、同国との関係を強化する意義は大きい。同国では、人口増加に伴い都市化が進み、特に都市部での電力需要が増加しつつあるが、低い電化率、不安定な電力供給が投資促進や経済発展の大きな足かせとなっている。

我が国は、2025 年 8 月に行われた第 9 回アフリカ開発会議（TICAD 9）において、マラウイを経由するナカラ回廊地域の輸送インフラ整備や産業開発を通じて、我が国の各種資源に係るグローバル・サプライチェーンを強靱化する広域オファー型協力の立ち上げを発表した。

本計画は、首都リロングウェ市内の国道 1 号線及びカムズ国際空港等の経済的に重要な地域への電力供給の安定化を図り、ナカラ回廊周辺での持続可能な経済・社会の発展に寄与するものであり、同オファー型協力の一部を構成し、外交的意義は極めて高い。

(2) マラウイにおける電力セクターの開発の現状・課題及び本計画の位置付け

マラウイの電化率は 25.9%（マラウイ政府、2024 年）であり、南部アフリカ開発共同体（SADC）加盟国で最も低い。マラウイの発電容量は 541MW とされているが、同国エネルギー省の分析によると、マラウイにおけるピーク時の電力需要は 2023 年時点では 402MW であり、発電容量内に収まっている一方で、送配電施設の容量不足や老朽化により、電力不足による常態的な計画停電が継続している。今後の人口増加や産業発展に伴い、電力需要は 2030 年までに 774MW まで増加することが見込まれており、電力需要の増加に対応するためには、発電容量の増強とともに効率的な送配電も必須である。2021 年にマラウイ政府が策定した「長期国家開発計画」では、産業開発、経済発展の鍵を握る分野として電力セクター強化が挙げられ、電源開発の推進、電源の多様化、独立系発電事業者の誘

致、域内系統接続を通じて、需要を上回る供給の確保を目指している。特に、送変電設備に関しては、多くの老朽化した変電所及び送配電の改修とともに、人口増加や都市開発に見合った変電所の戦略的な新設が急務とされている。

かかる状況を受け、我が国は、リロングウェ市内の電力供給向上のため、令和3年度対マラウイ無償資金協力「リロングウェ市における変電所改修計画」により、リロングウェ市内のカネンゴ変電所及びオールタウン変電所の改修・増設を支援した。同事業は、リロングウェ市内の安定的な電力供給、停電回数の減少に貢献したが、カネンゴ変電所は、リロングウェ市北部に位置するカムズ国際空港や、リロングウェ北部周辺地域に電力供給を行っているものの、今後想定される需要増加には対応できず、深刻な過負荷状態となることが想定されており、既に同地域では変電所の容量不足に起因した停電の頻発、それに伴う経済損失のリスクが高まっている。

かかる状況を受け、本計画は、リロングウェ市北部に変電所を新設することにより、リロングウェ市北部及びマラウイ北部の変電所の容量不足によるトラブルを減少させ、同地域における安定的な電力の供給を図るものであり、マラウイ首都圏で頻発する停電による経済損失の低減と市民生活の向上に寄与する優先度の高い事業として位置付けられる。

3. 事業概要

(1) 事業概要

①事業の目的

本事業は、マラウイの首都であるリロングウェ市において、変電所の新設を行うことにより、リロングウェ市内及び同市北部の空港、産業団地に安定的な電力供給を図り、もって頻発する停電による経済損失の低減及び市民生活の向上に寄与するもの。

②事業内容

ア) 施設、機材等の内容

【施設】132/11kV の変電所（1 か所）、132kV 架空送電線（約 5 km）の新設

イ) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

詳細設計、入札補助、施工・調達監理

ウ) 調達・施工方法

一般的な建設資材は現地調達、変電設備・配電用機材は基本的に日本調達とし、必要に応じて第三国調達を検討する（協力準備調査にて詳細確認する）。

③本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：25,000 世帯（変圧器容量増加分の裨益世帯数）

間接受益者：140 万人（リロングウェ市の人口）

④他の JICA 事業との関係

マラウイ南部のブランタイヤ県で稼働中のテザニ水力発電所内の水力発電所増設を通じて、マラウイ北部及びリロングウェ市の慢性的な電力不足の解消を目指す平成 26 年度対マラウイ共和国無償資金協力「テザニ水力発電所増設計画」を実施し、2021 年 5 月に完工。加えて、リロングウェ市における変電設備の改修を通じて変電能力を増強することにより、産業集積地域及び市内中心部への電力供給力の向上を目指す令和 3 年度対マラウイ共和国無償資金協力「リロングウェ市における変電所改修計画」を実施し、2024 年 5 月に完工済みであり、リロングウェ市内の安定的な電力供給という点で相乗効果が期待される。

(2) 事業実施体制

① 事業実施機関／実施体制

責任官庁：エネルギー省 (Ministry of Energy: MoE)

② 実施機関：マラウイ電力公社 (Electricity Supply Corporation of Malawi Limited: ESCOM) 他機関との連携・役割分担：

(ア) 世界銀行：地方電化事業と、モザンビークとの国際連系送電線事業 (EU、KfW との協調) を実施中。加えて、IFC 及びフランス電力 (EDF) による Mpatamanga 水力発電／蓄電事業 (358MW) を実施予定。カピチラダムハリケーン復興、及び、クリーンエネルギーアクセス促進事業も間もなく開始予定。

(イ) UNDP：クリーン・再生エネルギーアクセス事業、アフリカミニグリッドプログラム事業を継続中。

(ウ) アフリカ開発銀行：東部基幹送電事業 (132kV、EU、EIB との協調) 実施中。カピチラ及びンクラダムのハリケーン復興も実施中。

(エ) 英国外務省 (FCDO)：森林保護のためのクッキング燃料マーケティングシステム展開事業を実施中。

(オ) 地球と人類のためのグローバルエネルギー同盟 (GEAPP)：カネンゴ変電所にて蓄電システム事業を実施中。

③ 欧州数カ国：ドイツ、オランダ、スイス、ノルウェーによるクリーンクッキングアクセス支援事業を実施中。運営／維持管理体制：本計画の実施機関は ESCOM が担当する MoE は主管庁として ESCOM を管理・監督する。ESCOM は過去に無償資金協力「リロングウェ市における変電所改修計画」(2021 年 10 月 18 日 G/A 署名) にて改修した変電所における運営及び維持管理の経験を有しており、これまで十分な人員が配置され、適切に維持管理が行われていることから、体制・技術・財政面に特段の懸念はない。

(3) 環境社会配慮 カテゴリ分類 ☐A ☒B ☐C ☐FI

(4) 横断的事項

気候変動・生物多様性：本事業を通じて、送電ロスの削減が期待できる場合、温室効果ガス（GHG）排出が削減され、気候変動緩和策に資する可能性がある。詳細は協力準備調査にて確認する。なお、本事業は、送配電ロスを削減させ、電力供給の効率化することで、温室効果ガスを 2040 年までにベースラインより 51%削減するという同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」における目標と整合するものである。

（５）ジェンダー分類：GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）

＜分類理由＞＞協力準備調査にて、女性の電力や電力関連情報へのアクセス、実施機関におけるジェンダー別職員（一般・技術・管理職）の数・割合、建設現場での女性作業員のニーズ等を確認の上、特定されたジェンダー課題に対応する取組案及び、取組を評価する指標案を策定・確認するため。

（６）本邦技術活用の可能性：有り

4. 事業効果

（１）定量的効果

指標名	基準値 (2025 年実績値)	目標値 (2035 年) 【事業完成 3 年後】
最大利用率 (%) (カネンゴ変電所) (注 1)	85%	75%
最大供給可能電力 (MW)	15	40
変電所新設による変圧器容量増加分の裨益世帯数 (世帯)	N/A	25, 000

注 1) カネンゴ変電所については、リロングエ市北部における企業の増加や周辺地域の発展により、本事業を実施しない場合、2030 年にはカネンゴ変電所の利用率は通常時に 100%を超え、変電所への負荷が過大になることが予想されている。

（２）定性的効果

電力供給の信頼性の改善、経済活動及び市民生活の改善および経済活動の活性化。

5. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

平成 25 年対ガーナ共和国無償資金協力「配電設備整備計画」（評価年度 2018 年）の事後評価等において、実施機関を巻き込みながらの継続的な運営・維持管理に係る OJT の実施により、実施機関の職員の仕事に対する意識に変化が起こり、事業の良好な運営・維持管理につながったとの教訓が得られている。本計画においては、据付工事及び試験調整期間中に日本の請負業者により派遣される技術者によって、変電設備及び送配電設備の運転・維持管理を含む初期操作指導及び適切な運営・維持管理を実施するための研修を行う計画である。

以 上

[別紙資料] リロングウェ市北部変電所整備計画 環境社会配慮

[別添資料] 「リロングウェ市北部における変電所整備計画」地図

リロングウェ市北部変電所整備計画 環境社会配慮

①カテゴリ分類：B

②カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大ではないと判断されるため。

③環境許認可：本事業にかかる環境許認可の要否の確認が必要。協力準備調査で詳細を確認する。

④汚染対策：現時点で具体的な影響は特定されていないが、環境や社会への望ましくない影響とその回避・緩和策等については協力準備調査で詳細を確認する。

⑤自然環境面：現時点で具体的な影響は特定されていないが、環境や社会への望ましくない影響とその回避・緩和策等については協力準備調査で詳細を確認する。

⑥社会環境面：現時点で具体的な影響は特定されていないが、環境や社会への望ましくない影響とその回避・緩和策等については協力準備調査で詳細を確認する。

⑦その他・モニタリング：具体的なモニタリング項目・手法等については協力準備調査で詳細を確認する。

以 上

リロングウェ市北部変電所整備計画 地図

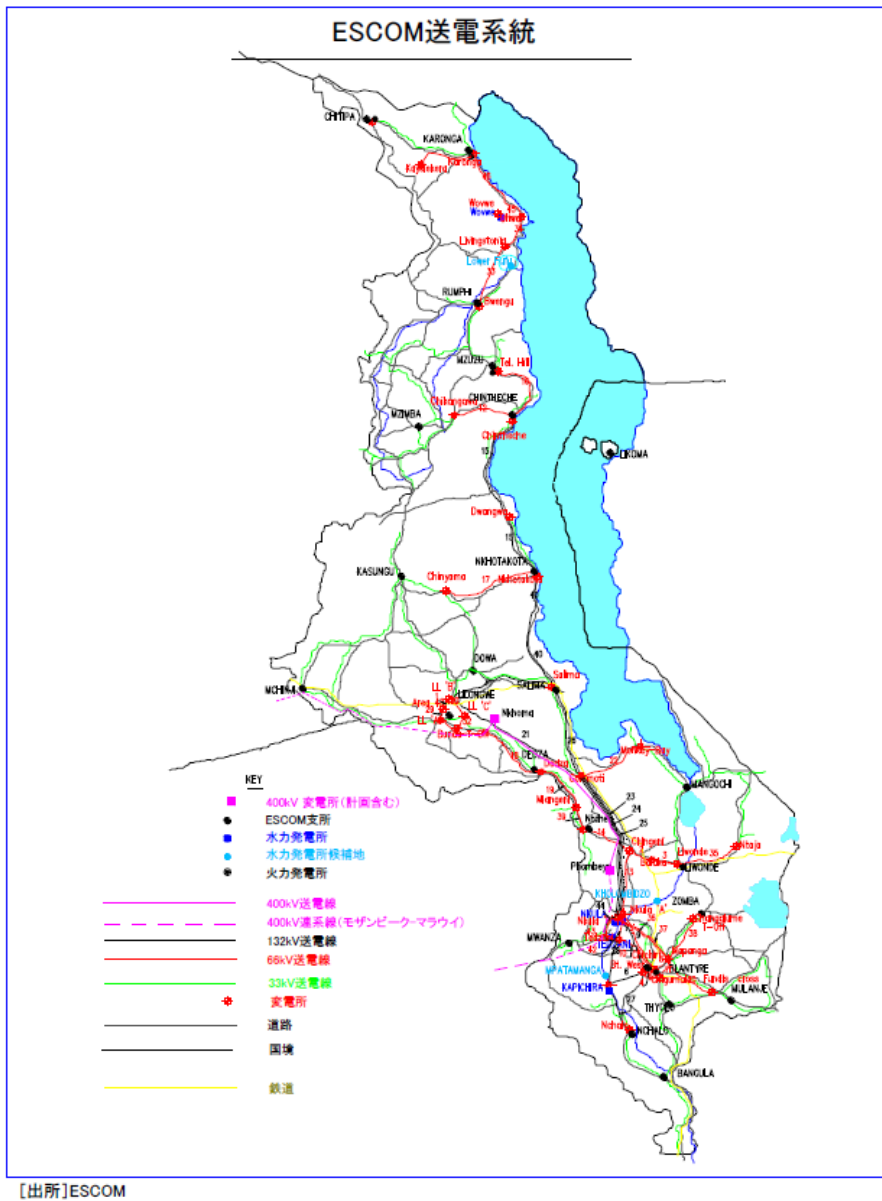


出典：マラウイ国リロングウェ市主要幹線道路改修計画協力準備調査報告書

カムズ国際空港



出典：Google Maps（地図データ©2025, Google）より JICA 作成



巻頭図2: マラウイ全国送電系統図

出典：マラウイ国リロングウェ市における変電所改修計画協力準備調査報告書

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：変電及び送電または配電を含む各種調査

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4－3 の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4－4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：マラウイ国及びその他全開発途上国・地域
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

2026年9月中旬より国内事前準備を開始し、2026年10月上旬より第一次現地調査を行い、帰国後に国内解析（積算審査に要する期間を含む）を行う。上記現地調査の実施方法は「第6条 実施方針及び留意事項」を参照のこと。

2027年5月中旬に第二次現地調査（概略設計ドラフト説明）を実施する。
2026年7月上旬までに概略設計・概要資料、2027年8月までに準備調査報告書を含む成果品を提出する。

（2）業務量目途

1) 業務量の目途

約 16.97 人月（現地：7.07 人月、国内：9.90 人月）

2) 渡航回数の目途 延べ12回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 環境社会配慮
- 地形・地質調査

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 環境社会配慮カテゴリ B 報告書執筆要領（2025 年 9 月）
- 内部照査について 2021.06（評価 6 項目）

2) 公開資料

- マラウイ国リロングウェ市における変電所改修計画 準備調査報告書
- マラウイ国リロングウェ市における変電所改修計画 事業事前評価表
- マラウイ国及びジンバブエ国における電力セクターに係る情報収集・確認調査 ファイナル・レポート

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA マラウイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は業務上の管理を目的として、マラウイ出張計画（様式任意）を渡航 2 週間頃までを目途に案件担当者に共有してください。なお、渡航 3 営業日前（当地カレンダー

一) までは海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合）は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積

にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

84,003,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（３）別見積としている項目、及び（４）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（３）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- １）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- ２）上限額を超える別提案に関する経費
- ３）定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（４）定額計上について

本案件は定額計上があります（30,000,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	環境社会配慮	第2章 特記仕様書 第6条 再委託	10,000,000 円	環境調査費一式	現地再委託
2	地形・地質調査	第2章 特記仕様書 第6条 再委託	20,000,000 円	調査費一式	現地再委託

（５）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（６）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（７）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（８）外貨交換レートについて

１） JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

（９）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

（１０）その他留意事項

- 1) 渡航の際は、JICA マラウイ事務所を通じて公用 eVISA（無料）を取得してください。渡航日の 20 営業日以上前までに、以下の書類（電子データ）を、マラウイ事務所の案件担当者及びマラウイ事務所代表アドレスまで送付し、取得依頼してください。

①パスポートコピー（カラー）

②写真（カラー、パスポートサイズ）

③E チケット控

事務所は公用 eVISA を入手でき次第、渡航者に電子データで送付します。渡航者は送付された公用 eVISA を印刷し、携帯の上渡航してください。

- 2) 到着日から 30 日以上マラウイに滞在する場合、入国後、査証の延長手続きが必要となるため、到着日から 14 日間以内に案件担当者まで延長手続きを依頼してください。なお、延長手続きには、パスポート原本を事務所に預ける必要があるため、留意してください。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	－	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力：業務主任者／〇〇	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇	(－)	(8)
ア) 類似業務の経験	－	4
イ) 業務主任者等としての経験	－	2
ウ) 語学力	－	1
エ) その他学位、資格等	－	1
3) 業務管理体制	(－)	(4)